

怒りをこめて控訴しました！

裁判長も認めた被告の「嘘」「不正」を違法に

三井マリ子(原告)

9月12日、大阪地裁は、雇用継続を拒否した豊中市らに損害賠償を求めていた私の訴えを全面棄却しました。私は、怒りをこめて大阪高裁に控訴いたしました。

2000年、私は全国公募で豊中市の男女共同参画推進センター館長に就任しました。私の仕事は市や財団から評価されこそすれ批判されたことはありませんでした。しかし3年後、豊中市は「組織強化」の名の下に04年4月から**非常勤**館長職をなくして館長ポストを**常勤化**すると言い出しました。そうなった場合、「第一義的には三井さんです」と私に言う一方、裏では「三井は辞めると言った」との嘘をふりまき、後任館長を密かに決めていたのです。私が「**常勤**館長をやる意思がある」と表明したこともあって、市は形だけの採用試験をして私を不合格にしました。その採用試験官には、後任館長探しに狂奔した市の部長が入っていました。

判決は、次のように豊中市の嘘と不正を認めています。

(組織体制変更の情報を)「意図的に秘匿したことは明らか」 / (後任館長人事に関して)「原告に情報を開示してなかったことが認められる」 / (後任館長候補「あなたしかいない」と懇請した市の部長が選考委員だったことは)「公正さに疑念を抱かざる事情といわざるをえない」 / 「山本事務局長は『自分は、原告を裏切った』と述べるに到った」

情報から隔絶し、嘘の限りをつくしての首切り事件。裁判長は嘘・不正を事実として認めたのに、その同じ裁判長が首切りは「違法とまでは言えない」と棄却したのです。女性の人権擁護と男女平等の政策を担う市の部長(**常勤職**の公僕)が、女性の人権擁護と男女平等施策を誠実に実行してきた女性センター館長(**非常勤**の女性)を、嘘まみれの陰湿な手法で排除したのに、それが違法にならないというのです。こんな判決が通るようでは、日本の**非常勤職**は首を切られ放題になります。

非常勤職の雇止め、豊中市の嘘・不正の背後にあるバックラッシュという2大テーマを扱う訴訟です。難しいテーマですが、闘わなければ解決の糸口すら見えてきません。控訴審に向けて歩み始めます。みなさま、さらなるご支援を心からお願いいたします。



館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会

連絡先：530-0047 大阪市北区西天満2-3-16 絹笠ビル1F

大野協同法律事務所内 Tel 06-6365-5215 Fax 06-6365-5550

■ URL : <http://fightback.fem.jp/> / blog : <http://fightback.exblog.jp/>

■ Email : fightback@hh.fem.jp

■ 郵便振替口座 00910-0-137307 ファイトバックの会